第五章　表示の方式

（表示の方式）

第二十六条　規則第七条第一項第二号の経済産業大臣が定める方式は、次の各号に掲げるものとする。

一　自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項に規定する回送自動車（以下単に「回送自動車」という。）を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。

二　［略］

三　自動車に装置した国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票を燃料充塡口近傍へ貼付すること。

四　自動車に装置した国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、はがれるおそれのない様式第四に定める車載容器総括証票を燃料充塡口近傍へ貼付すること。

五　回送自動車に装置した容器にあっては、次に掲げる事項を当該自動車の外部から見やすい箇所に表示すること。

イ　充塡すべきガスの名称

ロ　内容積（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）

ハ　充塡可能期限

ニ　最高充塡圧力（ＭＦＰ）（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）

ホ　供給圧力（ＳＰ）（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）

ヘ　公称使用圧力（ＮＷＰ）

ト　検査有効期限

第六章　附属品の試験等

（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の附属品の試験）

第二十七条　規則第十一条第二号の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の附属品に係るものは、次条から第三十条までに定めるところによるものとする。

（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の附属品の設計検査）

第二十八条　［略］

（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の安全弁の適格性確認試験）

第二十九条　［略］

ンランド共和国、デンマーク王国、ルーマニア、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ロシア連邦、ギリシャ共和国、アイルランド、クロアチア共和国、スロベニア共和国、スロバキア共和国、ベラルーシ共和国、エストニア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア共和国、ブルガリア共和国、カザフスタン共和国、リトアニア共和国、トルコ共和国、アゼルバイジャン共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア連邦、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス共和国、マルタ共和国、大韓民国、マレーシア、タイ王国、アルバニア共和国、モンテネグロ、サンマリノ共和国、チュニジア共和国、ジョージア及びエジプト・アラブ共和国とする。

［新設］

（表示の方式）

第十一条　規則第七条第一項第二号の告示で定める方式は、次の各号に掲げるものとする。

一　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。

二　［略］

三　自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票を燃料充塡口近傍へ貼付すること。

［新設］

［新設］

［新設］

（附属品の試験等）

第十二条　規則第十一条第一項第二号の告示で定める試験は、次条から第十五条までに定めるものとする。

（附属品の設計検査）

第十三条　［略］

（安全弁の適格性確認試験）

第十四条　［略］